

## —新婚世帯家賃補助事業の申請方法—

### ■提出期限

新婚世帯の転入日（別日に転入する場合はいずれか早い日）から 6 月以内又は転入した翌年度の 4 月最終開庁日のいずれか早い日までに提出してください。

### ■提出書類（初年度申請時）

申請は窓口で提出してください。（郵送不可）

※訂正箇所がある場合、訂正印が必要となりますので印鑑をお持ちください。

チェック	No.	必要書類	説明
<input type="checkbox"/>	1	三田市新婚世帯家賃補助金交付申請書	・電話番号は、平日の日中に連絡のつく番号をご記入ください。 [ ホームページでダウンロード可 ]
<input type="checkbox"/>	2	新婚世帯全員の住民票	・世帯主と続柄が記載されているもの ・原本。コピー不可。
<input type="checkbox"/>	3	戸籍謄本又は婚姻届受理証明書	・原本。コピー不可。
<input type="checkbox"/>	4	賃貸借契約書の写し	・物件所在地、賃料、契約日、契約期間、入居者、賃貸借人（押印箇所）、賃料の支払期限を確認できる部分をコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	5	新婚世帯全員の住民票の除票	・転入前にお住まいだった市町村で、発行してください。 ・全員分の住民票の除票を提出してください。 ・原本。コピー不可。
<input type="checkbox"/>	6	三田市新婚世帯家賃補助金口座振替申出書	・申出者の「住所、氏名、電話番号」（右上の欄）は、補助申請者の情報をご記入ください。 ・口座名義人は、申請者でも配偶者でも構いません。 [ ホームページでダウンロード可 ]
<input type="checkbox"/>	7	住宅手当支給証明書	・給与所得がある方は提出してください（住宅手当を支給されていない場合や、アルバイトの場合でも必要です）。 ・住宅手当を受給している場合は、金額も記入してください。 [ ホームページでダウンロード可 ]
<input type="checkbox"/>	8	【該当する場合】家賃内訳証明書	・賃貸借契約書に記載されている賃料に、共益費や駐車場使用料等が含まれている場合、必要になります。 ・貸主に内訳を記入いただってください。 [ ホームページでダウンロード可 ]

※上記のほかにも審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

#### 問い合わせ先

三田市都市再生課（本庁舎 5 階） TEL 079-559-5128 FAX 079-559-7400